

病害虫発生予察特殊報 第1号

令和3年6月29日

茨城県病害虫防除所

TEL : 0299-45-8200

サツマイモ基腐病の発生について

病害虫名：サツマイモ基腐病（もとぐされびょう）

病原体名：*Diaporthe destruens*(Harter) Hirooka, Minosh. & Rossman

発生作物：サツマイモ

1. 発生確認の経過および県外での発生状況

- (1) 令和3年6月、県南地域のサツマイモほ場において、茎葉部の黄化や茎地際部の黒変症状が確認された。当該ほ場より採取したサツマイモ茎葉について農研機構植物防疫研究部門に診断を依頼した結果、本県では未発生のサツマイモ基腐病であると同定された。
- (2) 国内における本病の発生は、平成30年に沖縄県で初めて確認され、その後、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福岡県、長崎県、高知県、静岡県、岐阜県、群馬県で発生が確認されている。

2. 病徴および病原菌の特徴

- (1) 本病は、ヒルガオ科植物のみに寄生し、苗床、本ほおよび塊根の貯蔵中の何れでも発生する。苗床で発病した株は、苗基部の黒変（写真1）、地上部の葉巻や萎縮症状等が見られる。本ほでは、茎の地際部の黒変（写真2）、茎葉の黄変、しおれ症状等が見られる。茎葉が繁茂する時期には茎が黒～黒褐色に変色し、地上部が枯死する（写真3）。塊根の症状としては、主になり首側から腐敗し、塊根全体まで広がる（写真4）。なお、収穫時には無病徴でも、収穫後の貯蔵中に発病することがある。
- (2) 発病株には多数の柄子殻が形成され（写真5）、降雨等の水により内部から大量の胞子が漏出する。胞子は、激しい風雨やほ場の停滞水により畝および畝間に沿って拡散し、周辺の健全な株に感染する。

3. 防除対策

- (1) 採苗する場合は、腐敗や傷のない健全な種いもを使用し、採苗当日に必ず苗消毒を行う。購入苗も、未消毒であれば苗消毒を行う。
- (2) ほ場をよく観察し、早期発見に努める。
- (3) 発病した株（茎葉や塊根）は速やかに抜き取り、ほ場やその周辺に残さないよう適正に処分する。
- (4) 発病株の除去後には、周辺株への感染を防止するため本病に登録のある農薬の散布を実施する。
- (5) 本病が発生したほ場では、次作のサツマイモ栽培を控え、ヒルガオ科以外の作物で輪作する。
- (6) 排水が不良な場所で発病しやすいため、ほ場内の排水溝が確実にほ場外の排水路に繋がられているか点検する等、排水対策を忘れずに実施する。
- (7) 本病原菌は、サツマイモの残さで越冬して翌年の一次伝染源となるため、サツマイモ残さはほ場外へ持ち出し、適切に処分する。
- (8) 発生ほ場で使用した資材等は、消毒・洗浄を徹底する。
- (9) 本病に対する詳細な防除対策については、生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業（01020C）令和2年度版マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」を参照する。
(https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/138589.html)



写真1 苗基部の黒変症状



写真2 茎地際部（矢印）から地下部にかけての黒変症状



写真3 茎葉繁茂時期における枯死症状



写真4 塊根の症状（品種「高系14号」）
（上段：外観、下段：切り口）



写真5 茎上の柄子殻（細かい粒状のもの）

※写真1、3、4は、生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業（01020C）令和2年度版マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」より転載。